

物上代位と「払渡し又は引渡し」（債権譲渡・差押え／304条1項ただし書）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法 論文 / 動画: <https://youtu.be/6xzv0P2FEHQ>

ゼロから民法 論文／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

「物上代位とは何か」「304条の条文構造」は理解回・別動画に譲り、このノートはその先——差押えの前に目的債権が譲渡されてしまった事例で、物上代位がなお行使できるかの結論を出すところを実演します。題材は304条1項ただし書「払渡し又は引渡し」に債権譲渡＋対抗要件具備が当たるかで、受験生が一番つまづく「同じ条文なのに先取特権と抵当権で結論が逆になる」分かれ目を厚く扱います。

出発点はこの一文——「物上代位を止める『払渡し又は引渡し』に債権譲渡が含まれるかは、その担保物権に公示があるかで決まる。」公示のない動産売買先取特権（問1）は譲受人の取引安全を守るために物上代位を止め、登記で公示される抵当権（問2）は止めない。同じただし書の解釈が、公示の有無で正反対の結論に振れる——この振り分けが答案の軸です。

設例〔自作事例・二段〕

主役事例 問1 | 動産売買先取特権者S社の物上代位

登場人物

- 売主／先取特権者** S社（精密機器の卸）
甲を600万円で売却・代金未払 → 動産売買先取特権を取得
- 買主／債務者** D（町工場）
甲をEへ720万円で転売・引渡し＋転売代金債権をFへ譲渡
- 第三取得者** E
甲を買い受け引渡しを受けた＝転売代金の債務者
- 譲受人** F（金融業者）
Dから転売代金債権を譲り受け467②対抗要件具備

時系列

- ① S社→D 甲を売却（代金未払）＝先取特権発生
- ② D→E 甲を転売・引渡し（333で甲そのものには不可）
- ③ D→F 転売代金債権を譲渡＋467②対抗要件具備
- ④ S社はまだ差押えていない

問1：S社は、Fへの債権譲渡の後でも、転売代金債権に物上代位できるか

今日の一文：「『払渡し又は引渡し』に債権譲渡が含まれるかは、担保物権に公示があるかで決まる。」

設問1 精密機器の卸売業者S社は、町工場を営むDに業務用3Dプリンター「甲」を代金600万円で売却し引き渡したが、代金は未払のままであった。Dは甲を同業のEに720万円で転売して引き渡したが、Eはまだ転売代金を支払っていない。その後Dは、Eに対す

る転売代金債権を金融業者Fに譲渡し、Fは確定日付のある証書による通知によって対抗要件を備えた。S社は、Fへの債権譲渡の後に、Eに対する転売代金債権を差し押さえて物上代位権を行使できるか。

主役事例 問2 | 抵当権者H銀行の物上代位

登場人物

抵当権者 H銀行

Gに5000万円融資+乙ビルに抵当権設定登記(177)

設定者/債務者 G(ビルオーナー)

乙ビル全焼でIへ709の損害賠償請求権 → Jへ譲渡

不法行為者 I

溶接の過失で乙を全焼させた=損害賠償の債務者

譲受人 J(投資会社)

Gから損害賠償請求権を譲り受け対抗要件具備

時系列

① H銀行→G 5000万融資+乙に抵当権設定登記

② Iの過失で乙ビル全焼 → Gに709損害賠償請求権

③ G→J 損害賠償請求権を譲渡+対抗要件具備

④ 設定登記はJの対抗要件具備より前(先行)

問い：H銀行は、Jへの債権譲渡の後でも、損害賠償請求権に物上代位できるか

設問2 H銀行は、Gに5000万円を融資し、その担保としてG所有の鉄筋コンクリート造オフィスビル「乙」に抵当権の設定を受け、設定登記を備えた。その後、隣地で溶接作業をしていたIの過失により火災が発生し、乙は全焼した。GはIに対し不法行為に基づく損害賠償請求権を取得したが、Gはこれを投資会社Jに譲渡し、Jは確定日付のある証書による通知によって対抗要件を備えた。H銀行は、Jへの債権譲渡の後に、損害賠償請求権を差し押さえて物上代位権を行使できるか。なお、抵当権設定登記はJの対抗要件具備に先行していたものとする。

ズレている問いは二段になる——どちらの設問も「①何に乗り移れるか(304条1項本文)」はクリアで、本当の争点は「②差押えの前に債権が譲渡された=もう『払渡

し又は引渡し』があったと言えるか(同項ただし書)」にある。

論証の幹 [一枚で見る思考の筋]

304条1項本文 何に乗り移れるか(売却代金・)

└ 304条1項ただし書 「払渡し又は引渡し」

└ 〈核心の規範〉「払渡し又は引渡し」に

= 差押えの趣旨に ③第三者(譲受)

= 担保物権に【公示】がある

└ 公示なし(動産売買)

└ 公示あり(抵当権・)

一文で：物上代位を止める「払渡し又は引渡し」に債権譲渡が含まれるかは、担保物権に公示があるかで決まる。

差押えの趣旨 | 3つの観点

- ① 特定性の確保=どの債権に物上代位するか確定する
- ② 第三債務者の保護=払う相手を間違え二重弁済する危険を防ぐ(本問のE)
- ③ 第三者の取引の安全=公示なき担保では譲受人が担保を知り得ない→保護の要否

①②は常に当てはまる / ③は公示の有無で入るか変わる → 問1と問2を分ける

第1 設問1について (S社の物上代位の可否)

条文 民法304条1項 (物上代位)

第304条第1項 本文

先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。

同項 ただし書

ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

※ 本文=物上代位の対象(売却代金・損害賠償・保険金など=代替的物上代位)。ただし書=差押えが必要。抵当権にも372条で準用される。今日の山場は全部この「払渡し又は引渡し」にある。

1 物上代位の成立要件と問題の所在 (問題提起)

(1) S社はDに動産である甲を売却して代金債権を有するから、その代価及び利息につき、Dの特定の動産(甲)の上に動産売買の先取特権を有する(311条5号、321条)。

(2) Dは甲をEに転売したから、S社の先取特権は「目的物の売却……によって債務者〔D〕が受けるべき金銭」、すなわちEに対する転売代金債権の上に行使することができるのが原則である(304条1項本文)。乗り移る対象としては問題がない。

(3) もっとも、先取特権者は「その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない」

(304条1項ただし書)。本問では、S社が差し押さえる前に、DがEに対する転売代金債権をFに譲渡し、Fが確定日付のある証書によって第三者対抗要件を備えている(467条2項)。

(4) そこで、目的債権の譲渡とその対抗要件の具備が、304条1項ただし書にいう「**払渡し又は引渡し**」に当たるか。当たるとすれば、S社はもはや差し押えができず物上代位権を行使できないことになるため、これが問題となる。

〔注〕①担保物権の存在 ②目的物の売却等による金銭債権 ③払渡し・引渡し前の差し押え、は条文どおりの**成立要件**(304条1項)であり、逐語暗記の対象ではない。本問の核心は、③の差し押え要件に関する**解釈=規範**である。

2 規範(「払渡し又は引渡し」に債権譲渡が含まれるか)

(1) 304条1項ただし書が差し押えを要求した趣旨は、㉞物上代位の目的債権を特定して目的

債権の特定性を保持し、㉟弁済した第三債務者が二重弁済を強いられる危険を防ぐ点(第三債務者の保護)にある。

(2) 問題は、これに加えて㊲目的債権を譲り受けた**第三者(譲受人)**の取引の安全を保護する趣旨までを含むか、である。これは、当該担保物権に**公示があるか**によって決まる。

(3) 動産売買の先取特権には、**抵当権の登記**のような**公示方法が存在しない**。公示なき担保物権の追及力を、目的債権を取得した譲受人にまで及ぼすことは、債権を譲り受けた第三者の取引の安全を害する。

(4) ∴**規範**：動産売買の先取特権については、差し押えの趣旨に㊲**第三者の取引の安全の保護**が含まれる。したがって、**目的債権が譲渡され、第三者対抗要件(467条2項)が具備されたときは、もはや304条1項ただし書の「払渡し又は引渡し」があったものとして、先取特権者は物上代位権を行使することができない(最判平17.2.22)**。

★ 問1の規範(最判平17.2.22)

【問題提起】差し押え前の債権譲渡+第三者対抗要件の具備は、304条ただし書の「**払渡し又は引渡し**」に当たるか。【**規範**】動産売買の先取特権は、**抵当権とは異なり公示方法が存在しない**。よって**第三者の取引の安全を保護**すべく、債権譲渡及び第三者対抗要件の具備は「**払渡し又は引渡し**」に**当たる**。

→ → 差し押え前に対抗要件が備われば、物上代位はできない(最判平17.2.22)。採点キーワード=「**公示方法が存在しない**」「**第三者の取引の安全**」。=差し押えの趣旨に③**第三者保護**を含む側。

〔★**コア規範**(逐語固定・採点キーワード)〕=「**公示方法が存在しない**」「**第三者の取引の安全**」。

3 あてはめ(事実→評価→該当)

(1) **事実**：DはEに対する転売代金債権をFに譲渡し、Fは確定日付のある証書による通

知で467条2項の対抗要件を備えた。S社が差し押さえようとしたのは、その後である。

(2) 評価：動産売買の先取特権には公示方法がなく、債権を譲り受けたFの取引の安全を保護する必要がある。S社の差し押さえより前にFが対抗要件を具備している以上、上記規範にいう「払渡し又は引渡し」があったと評価できる。

(3) 該当：○（「払渡し又は引渡し」あり）。

4 結論

S社は、Fへの債権譲渡（対抗要件具備）の後、Eに対する転売代金債権について物上代位権を行使することができない。

〔補足（追及力の遮断）〕甲そのものについても、Dがこれを第三取得者Eに引き渡した後であるから、S社は333条により甲の上に先取特権を行使することもできない。

第2 設問2について（H銀行の物上代位の可否）

1 物上代位の成立要件と問題の所在（問題提起）

(1) H銀行はG所有の乙に抵当権の設定を受け、設定登記を備えている。抵当権には304条が準用されるから（372条）、抵当権者も、目的物の滅失・損傷によって設定者が受けるべき金銭債権の上に物上代位権を行使できる（代替的物上代位）。

(2) 乙はIの過失による火災で全焼し、GはIに対し不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）を取得した。これは「目的物の……滅失……によって債務者〔G〕が受け

るべき金銭」（304条1項本文）に当たり、物上代位の対象となる。乗り移る対象としては問題がない。

(3) もっとも本問でも、H銀行が差し押さえる前に、Gが損害賠償請求権をJに譲渡し、Jが対抗要件を備えている（467条2項）。そこで設問1と同じく、債権譲渡とその対抗要件具備が304条1項ただし書の「払渡し又は引渡し」に当たり、H銀行は物上代位権を行使できなくなるかが問題となる。

2 規範（抵当権では結論が逆になる理由）

(1) 差し押えの趣旨が㉞特定性の保持・㉟第三債務者の保護にあり、㊱第三者の取引の安全の保護を含むか否かが公示の有無で決まる点は、設問1と同じである。

(2) もっとも、抵当権は登記によって公示される（177条）。目的債権を譲り受けようとする者は、登記を調査すれば抵当権の存在、ひいては物上代位権が行使される可能性を知り得たのであるから、特別に保護すべき取引の安全はない。

(3) また、仮に債権譲渡によって物上代位が排除されるとすれば、設定者（債務者）が抵当権者の関与なく目的債権を譲渡することで、容易に抵当権者の物上代位権を消滅させることができてしまい、抵当権者の利益を不当に害する（裏抜けの防止）。

(4) ∴規範：抵当権については、差し押えの趣旨に㊱第三者保護は含まれない。したがって、目的債権が譲渡され対抗要件が具備された後でも、抵当権者は自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。抵当権者と譲受人の優劣は、抵当権設定登記と債権譲渡の対抗要件具備の先後によって決する（最判平10.1.30）。

★ 問2の規範（最判平10.1.30）

【問題提起】 抵当権でも、債権譲渡は「払渡し又は引渡し」に当たるか。【規範】 ただし書が差押えを要求した趣旨は、①特定性の保持②第三債務者の二重弁済の防止にある。抵当権の効力が及ぶことは設定登記で公示され、譲受人は知り得た。よって第三者保護は趣旨に含まれず、債権譲渡は「払渡し又は引渡し」に当たらない。

→ → 抵当権者は譲渡・対抗要件具備の後でも差し押さえて物上代位できる。優劣は設定登記と対抗要件具備の先後で決する+裏抜け防止（最判平10.1.30）。

〔★コア規範（逐語固定・採点キーワード）〕 = 「設定登記による公示」「第三者保護は趣旨に含まない」「先後で決する」。

3 あてはめ（事実→評価→該当）

(1) 事実：H銀行は乙に抵当権設定登記を備えており、その登記は、GからJへの債権譲渡の対抗要件具備に先行していた。その後に火災が生じ、Gは損害賠償請求権をJに譲渡して対抗要件を備えた。

(2) 評価：抵当権は登記で公示されているから、譲受人Jの取引の安全を特別に保護する必要はない。H銀行の設定登記がJの対抗要件具備に先行している以上、H銀行が優先する。債権譲渡は「払渡し又は引渡し」に当たらない。

(3) 該当：×（「払渡し又は引渡し」に当たらない）。

(4) 消極要件・例外の検討（潰して確定）：仮に債権譲渡の対抗要件具備が抵当権設定登記に先行していた事案であれば、最判平10.1.30の射程外であり学説の対立がある。もっとも本問は設定登記が先行する事案である（問題文の留保）から、射程内であり、抵当権者H銀行の優先で結論が確定する。

4 結論

H銀行は、Jへの債権譲渡（対抗要件具備）の後でも、Iに対する損害賠償請求権を自ら差し押さえて物上代位権を行使することができる。物上代位は可能である。

問1と問2の対比 〔同じただし書、結論が分かれる理由〕

対比 | 公示の有無が全部を決める

■ 【問1】 動産売買先取特権

- 公示なし → 趣旨に③第三者保護を含む → 債権譲渡は『払渡し又は引渡し』に当たる → 物上代位不可 (平17.2.22)

■ 【問2】 抵当権

- 公示あり (登記) → ③第三者保護を含まない → 債権譲渡は当たらない → 登記先行なら物上代位可能 (平10.1.30)

| 割ったのは公示の有無、ただ一つ

	設問1 (動産 売買先取特 権)	設問2 (抵 当権)
公示	なし	あり (登 記・177条)
差押えの趣旨に㊦ 第三者保護を含む か	含む	含まない
債権譲渡+対抗要 件具備は「払渡し 又は引渡し」か	当たる (○)	当たらない (×)
物上代位の可否	不可	可 (自ら差 押え)
判例	最判平 17.2.22	最判平 10.1.30

名前 (先取特権か抵当権か) で覚えるのではなく、公示の有無で振り分ける。これが本問の唯一の軸。

射程・混同注意 (発展)

- 公示の有無で全担保物権を仕分け：抵当権・不動産先取特権 (337~340条で登記可) = 公示あり = ㊦含まない側 / 動産売買先取特権・一般先取特権 = 公示なし = ㊦含

む側。名前で覚えず公示の有無で振り分ける。

- 平10.1.30は登記先行事案。債権譲渡の対抗要件具備が登記より先だった逆順は判例の射程外で学説対立。本問は登記先行に設定 (射程内)。
- 代替的 ↔ 付加的：今回の滅失による損害賠償への物上代位 = 代替的物上代位。賃料 (法定果実) への物上代位は付加的で、抵当権に基づく賃料への物上代位を肯定したのが最判平元.10.27 民集43巻9号1070頁。
- ! 一般債権者との競合は別系統 (混同注意)：
- 抵当権物上代位 vs 一般債権者の差押え (差押命令) の優劣 = 最判平10.3.26 民集52巻2号483頁 (設定登記 vs 差押命令の第三債務者送達の後)。
- 抵当権物上代位の目的債権への転付命令の効力 = 最判平14.3.12 民集56巻3号555頁 (転付命令送達時までに抵当権者が差し押さえなければ転付命令の効力は妨げられない)。
- いずれも債権譲渡との競合 (平17.2.22 / 平10.1.30) とは別論点。混ぜない。